雨衣	地質		灰色の綿織物、麻織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物に防水加工したものとする。
	製式	襟	ノッチドラペルとする。裏側に頭きんを留めるスナップ、ボタン又はファスナーをつける。
		肩章	外とうと同じとする。
		前面	ダブルとし、黒色のボタン各四個を二行につける。腰部の左右に各一個の雨ぶたつき隠しポケットを斜めにつける。雨ぶたは、黒色のボタン一個で留める。
		後面	すそをさく。
		そで	長そでとし、そで口にバンドをつけ、黒色のボタン一個で留める。
		その他	胴回りにともぎれのバンド通し四個及びバンド一個をつけ黒色のバックルで留める。頭きんは、下部にスナップ、ボタン又はファスナーをつける。
		形状は、図のとおりとする。	
女性雨衣	雨衣と同じとする。ただし、左前とする。形状は、図のとおりとする。		
半長靴	黒色の化学繊維織物及び革製とし、形状は、図のとおりとする。		
短靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
女性短靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
帽章	正帽		金色金属製とし、桜星を中心に桜葉及び桜つぼみを周辺に配したものとする。ただし、三等陸曹以上の自衛官にあつては、金色モール製又は合成樹脂製とし、帽子の地質と同色の布製台地をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	略帽		金色金属製とし、桜星を中心に桜葉及び桜つぼみを周辺に配したものとする。ただし、三等陸曹以上の自衛官にあつては、金色モール製又は合成樹脂製とし、黒色の布製台地をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
甲	陸将補以上		金色桜星章とする。
	一等陸佐から三等陸尉まで		金色短ざく形の金属板と金色桜星章を組み合せたものとする。
	准陸尉		金色短ざく形の金属板とする。
	陸曹長から三等陸曹まで		金色の金属台の上に金色桜星章一個及び黒色の線を配したものとする。

雨衣	製式	襟	ノッチドラペルとする。裏側に頭きんを留めるスナップ、ボタン又はファスナーをつける。
		肩章	外とうと同じとする。
		前面	ダブルとし、淡緑色のボタン各四個を二行につける。腰部の左右に各一個の雨ぶたつき隠しポケットを斜めにつける。雨ぶたは、淡緑色のボタン一個で留める。
		後面	すそをさく。
		そで	長そでとし、そで口にバンドをつけ、淡緑色のボタン一個で留める。
		その他	胴回りにともぎれのバンド通し四個及びバンド一個をつけ濃緑色のバックルで留める。頭きんは、下部にスナップ、ボタン又はファスナーをつける。
		形状は、図のとおりとする。	
半長靴	黒色の化学繊維織物及び革製とし、形状は、図のとおりとする。		
短靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
女性短靴	黒色の革製とし、形状は、図のとおりとする。		
帽章	正帽		金色金属製とし、桜星を中心に桜葉及び桜つぼみを周辺に配したものとする。ただし、三等陸曹以上の自衛官にあつては、金色モール製又は合成樹脂製とし、帽子の地質と同色の布製台地をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
	略帽		正帽の帽章と同じとする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
階級章	甲	陸将補以上	金色桜星章とする。
		一等陸佐から三等陸尉まで	金色短ざく形の金属板と金色桜星章を組み合せたものとする。
		准陸尉	金色短ざく形の金属板とする。
		陸曹長から三等陸曹まで	金色の金属台の上に金色桜星章一個及び黒色の線を配したものとする。
		陸士長以下	濃緑色の布製台地にV字形金線をつけ、その上位に金色の桜花一個をつけたものとする。
		形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	
	陸将から准陸尉まで		濃緑色の布製台地に各階級に応ずる階級章を金色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。